

答 申 第 2 4 号
平成 2 6 年 2 月 1 9 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会
会 長 上 原 克 之

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

平成 2 6 年 1 月 6 日付け保第 5 3 7 号で諮問のありましたこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

個人情報の目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第 7 条第 8 号
関係）について

諮問された事項については、公益上の必要性があると認められます。

目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第7条第8号関係）

（個別事項）

臨時福祉給付金支給関係

番号	項目	目的外利用・提供が認められる理由
1	（障害児福祉手当等関係） 市町村における臨時福祉給付金の支給準備のため、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過福祉手当の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所に関する個人情報を福祉事務所を設置していない町村に対し、提供する場合	<p>○障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過福祉手当の受給者には、臨時福祉給付金支給にあたり加算措置が講じられるため、支給担当市町村は、当該手当の受給者を確認する必要がある。</p> <p>○このため、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過福祉手当の認定権者である県が、福祉事務所を設置していない町村に対し、当該手当の受給者に関する個人情報を提供することは、公益上の必要性があると認められる。</p>
2	（原子爆弾被爆者医療特別手当等関係） 市町村における臨時福祉給付金の支給準備のため、原子爆弾被爆者医療特別手当等の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所に関する個人情報を市町村に対し、提供する場合	<p>○原子爆弾被爆者医療特別手当等の受給者には、臨時福祉給付金支給にあたり加算措置が講じられるため、支給担当市町村は、当該手当の受給者を確認する必要がある。</p> <p>○このため、原子爆弾被爆者医療特別手当等の認定権者である県が、当該手当の受給者の住所地である市町村に対し、受給者に関する個人情報を提供することは、公益上の必要性があると認められる。</p>
3	（施設入所等児童関係） 市町村における臨時福祉給付金の支給準備のため、施設入所等児童等の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所に関する個人情報を市町村に対し、提供する場合	<p>○臨時福祉給付金の支給に当たり、市町村は、施設入所等している児童等のリストを作成し、リストに記載のある児童等については、保護者から代理申請があった場合でも支給せず、児童等本人に支給する必要がある。</p> <p>○このため、県が保護者の住所地及び施設等所在市町村に対し、施設入所等児童等に関する個人情報を提供することは、公益上の必要性があると認められる。</p>

徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	内容
第57回	平成26年 1月20日	諮問 審議
第58回	2月19日	審議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職業等	備考
井 関 佳穂理	公認会計士	
上 原 克 之	徳島大学大学院ソシオ・アーツ ・アンド・サイエンス研究部准 教授	会 長
加 渡 いづみ	四国大学短期大学部講師 消費生活アドバイザー	
鈴 木 亜佐美	弁護士	
古 田 修 一	徳島文理大学総合政策学部教授	会長職務代理者

(五十音順)